2014 年 12 月 19 日発行

# NGO　神戸外国人救援ネット・ニュース№.49

NGO Network for Foreigners' Assistance KOBE NEWS №.49

発行／NGO 神戸外国人救援ネット（代表／飛田雄一）
〒650-0004　神戸市中央区中山手通 1－28－7　TEL&FAX：078-271-3270
ホットライン専用 TEL：078-232-1290
E-mail:gqnet@poppy.ocn.ne.jp　＊　http://www12.ocn.ne.jp/~gqnet/
郵便振替＜01100-2-60701　NGO 神戸外国人救援ネット＞

★巻頭言★

## 難民認定数に思う

石田　真美（弁護士）

平成２５年に我が国において難民認定申請した人の数は３２６０人、平成２６年は１０月時点で既に４１００人以上の方が難民申請を行っており、ここ数年難民認定申請者数が飛躍的に伸びています。では難民認定される人の数は申請者の増加に比例して増加しているかというとそうではありません。平成２５年は異議段階での認定も含め僅か６人の認定数と大変厳しい状況になっております。

日本の難民認定数は長期間に亘り一桁が続いていたのですが、平成１０年に漸く二桁代となり、平成１７年には４６人、平成２０年には５７人、平成２２年には第三国定住制度開始と、「難民鎖国」といわれていた日本の難民行政に明るい兆しが見えてきたかに思われていたのですが、何故平成２５年は６人に落ち込んでしまったのでしょうか。これまで多くの認定がなされてきたビルマ情勢が改善したことも一因かも知れません。

難民申請者の中には、条約「難民」とは認定されないが人道的な配慮から在留特別許可を与えられる人たちもおり、平成２５年は１５１人の方が人道的な配慮からの保護を受けております。日本政府は、「難民」と認定しなくても１５１人もの人に人道的な配慮からの在留を認めているのであるから、難民条約の加盟国としての義務を十分に果たしていると考えているのかもしれません。しかしながら、難民として認定されたのか、人道的な配慮から特別に在留を認められたのかでは、その後に受けられる支援（定住支援を受けられるのか、難民旅行証証明書の付与が受けられるのか、家族の呼び寄せができるのか等）が異なってきます。

他国における難民申請者数は日本とは桁が一桁異なっており、日本状況と単純に比較することはできませんが、難民申請者に対する難民認定率及び人道的な配慮からの保護率は、日本の率とは桁違いとなっています。

難民鎖国と内外からの批判を受け、２００５年度からは難民認定手続きの公平・中立化のため、行政から独立した難民参与員制度を開始しましたが、昨年度は難民参与員が難民相当と判断した事案でも難民認定されなかった事案があったといわれております。

日本で難民認定がされにくい理由の一つには、国際的水準と比較して審査基準が厳しい点にあるのではないかということ、難民事件を受けながら感じています。難民の側に難民であることの立証責任を課したり、通訳というフィルターを通す聞き取りの特徴を十分に理解せず、過度に供述の矛盾点やあら探しに終始し、保護の視点が欠落している印象を持っています。難民は本来難民条約加盟国の何処の国に行って申請しても、同じように難民認定されてしかるべきです。「難民」日本の難民認定行政の改善に向けて、今後も難民事件に取り組んでいくつもりです。

# 改定入管法、3 年後の見直しに向けて

草加　道常

「新しい在留管理制度」との触れ込みで改定入管法が施行されて 2 年 6 月が過ぎようとしています。3 年目までは試行期間とされ、3 年後の見直し条項が入管法附則第 61 条にあります。1952 年から戦後 60 年にわたって外国人の管理法制として大きな権限を持ってきた入管法・外登法体制から、より管理の強まった入管法体制の問題点が問われることになります。
3 年目を迎えるにあたって、少し問題点を整理しておくことが必要と思われるのでここで述べておくことにします。

【入管法 3 年目の検討事項】
改定入管法成立時の宿題として附則第 60 条に 3 項があげられています。それと衆参の附帯決議があります。両方に重複するものとして、戦前から在住する大陸出身の在日中国人の永住者の処遇があります。
同じような歴史的経緯を持ちながらも、植民地支配を受けたか、侵略はされたが植民地支配を受けなかったかの違いで特別永住者か永住者に別れています。すでに在日 8 世となって 100 年以上日本に住んでいても、いまだ一般永住者の処遇を受ける在日中国人もいます。このことを解決するためには本来は移民政策の検討しかありません。暫定的なものとして定着性の高い永住者の処遇をどうするか検討すると附則にはあります。定着性の高い永住者について在留カードの常時携帯義務や見なし再入国制度についても検討することとされています。検討は進んでいないのが現状です。入国管理局からの熱意は伝わってきません。
これとは逆に、2016 年 1 月に共通番号制度が導入されれば日本人も外国人も日本で生活するには写真入り共通番号カードを所持することが必要となります。在留カードのように強制力はありませんが、共通番号カードを持たなければ様々な手続ができなくなります。共通番号で名寄せされれば家族、職業、生活保護受給の有無、病歴などが全て一つの番号で行政機関に集まります。それが在留カードのように民間利用されることになれば個人情報は丸裸となる制度が始められようとしています。外国人は在留カードも共通番号カードも持ち歩かなければ暮らせない日本になりそうです。
次に研修生・技能実習生問題があります。これは改定法施行前に研修期間を廃止し、全て技能実習生とし労働法の適用を受けることで保護されるといってきました。研修生は座学中心の本来の「研修」として残りました。技能実習生は名前と適用法が変わっただけで実態は何ら変わりません。今秋、兵庫県内で 3 人の技能実習生が会社に対し、一人あたり 250 万円の未払い賃金を請求する事がありました。神戸外国人救援ネットも支援し、総額 750 万円の未払い賃金の支払いを受けた事案もあります。名前が変わっても実態はなにも変わっておらず、アメリカ国務省の 2014 年人身売買報告書でも引き続き人身売買として技能実習生制度があげられています。
非正規滞在者の行政サービスがこれまで通りの受けられるようにという附則の項は、法改定後の移住連などの調査でも各自治体で生かされていません。神戸市でも在留資格のない外国人女性が妊娠をして母子手帳を請求したところ、区役所窓口で無料検診券は渡せないといわれることがありました。神戸市との協議でこの問題は解決されましたが、実際に行政サービスの低下が起こっています。

最後に、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して六月以上行わないで在留していることにより在留資格を取り消すことができる制度についてですが、施行前から DV 被害の拡大が懸念されていました。
2014 年 8 月 29 日に出された、国連・人種差別撤廃委員会の人種差別条約に基づく日本の第 7－9 回合同報告書に関する総括所見でも是正勧告がなされています。総括所見の第 17 パラグラフで「法 22 条 4 項 1 項に規定されているように、その在留資格を取り消すことができるということに懸念する。これらの条項は、夫によるドメスティック・バイオレンスの被害者である外国人女性が、虐待的な関係性から逃れ、支援を求めることを妨げうる（第 2 条と第 5 条）」との懸念があるとし、「締約国は、日本人あるいは永住資格を有した日本人でない者と婚姻している外国人女性が離婚や絶縁と同時に国外追放されないように、また法律の適用は、事実上、女性たちを虐待的な関係性のなかにとり残さないように法律を見直すべきである」との勧告がなされました。
実際にこの条文に基づく在留資格の取消は 2013 年に 19 件、2014 年は 1-6 月の半年間で 20 件がなされています。しかもこの条文を使った配偶者からの脅しでどれだけの DV 被害者が虐待的な関係性から逃れることができなくなっているかは数字には現れてきません。それだけにこの条文の恐ろしさがあるのです。
そのほかに、治安法としての入管法の本性が現れる在留カード、パスポートの不携帯の摘発件数が増えてきていることなどもあります。
これからの半年間で、改定された入管法の見直しにあたっての論点整理を行っていくことが求められています。移民法制の導入をも視野において取る組むことが必要と思われます。

※2014 年 11 月 1 日救援ネット主催学習会「入管法改定（2012.7.9）後の課題～3 年後の見直し（2015.7.8）を見据えて～」を開催しました。

## 「救援ネット若手弁護士＋αの会」を開催しました。

若手でない弁護士の方々が若手弁護士をGQnetに紹介しくださり、その若手が更に若手を紹介してくださり協力弁護士となってくださっています。全国の外国人支援グループは20名の協力弁護士に支えられているGQnetは羨望のまなざしで見ています。毎年一回、このような少し変わった名前の会を開いています。運営委員会もボランティアも集まります。会場はファッション雑誌でもよく取り上げられるトリトンカフェ。いまやGQnetの大イベントです。今回の事前学習会は石田弁護士に難民支援をテーマにご講演いただきました。ありがとうございました。協力弁護士の方々、今後ともよろしくお願いします。（飛田雄一/救援ネット代表）

～参加者感想その①　清田美夏/協力弁護士～

去る9月29日、北野のトリトンカフェにおいて「若手弁護士+αβの会」が開催され、私も初めて参加させていただきました。この会では、日頃お世話になっている外国人救援ネットの職員さんや通訳さんをはじめとして、様々な方たちと色々お話をさせていただくことができました。会は、とても明るく、和やかな雰囲気で、一日の疲れが吹き飛ぶほど楽しい時間を過ごせました。
外国人救援ネットとは、事務所の先輩の坂本弁護士が救援ネットからの案件を扱っている関係で、私も関わることとなりました。私は、弁護士になったら、困っている外国人の役に立つ仕事がしたいと考えていたので、今、外国人の事件に取り組ませていただけて、本当に嬉しく思っています。
まだまだ経験が足りない弁護士一年生ですが、今後も、皆様のお役に立てるよう、精進していきたいという思いを新たにした一日となりました。皆様、本当にありがとうございました。

～参加者感想その②　呼和德力根（フフデルゲル）/運営委員～

今年の4月からKFCを代表して実行委員会に参加している呼和德力根です。昨年の移住連全国フォーラムの実行委員会にもKFCを代表して参加させていただきました。私は中国の内モンゴル出身で、来日してもうすぐ10年になります。KFCでは主にデイサービスセンターハナの会と中国在留邦人帰国者等の交流活動に関わっています。今回は若手弁護士との懇親会に参加させていただきましてありがとうございました。

学習会では難民として来日したベトナム出身の高齢者の支援を行っている側（デイサービス2人、グループホーム1人の難民及びその家族が利用しています。）として必要な知識を得ることが出来ました。そして石田弁護士からは現在難民申請者に対して難民認定者の割合の低さを聞いて大変驚きました。

交流会では、弁護士、多言語通訳や関係者二十数名が参加されました。普段は大変忙しくしている弁護士の方々と交流の場ができて大変嬉しく思います。弁護士の方々からも普段報道ではわからない苦労の話も聞けて理解することができて知識の向上になりました。また、普段は月1回の実行委員会で活動内容や話をいろいろ聞きますが、なかなか通訳者本人達と会う機会が無く、今回は交流ができて大変良かったです。特に多言語通訳たちのユーモアがある自己紹介がとても楽しくて印象的でした。それが、外国で支援側に関われる方々のパワーを感じる瞬間であり、同じく支援側に関わっている一人の外国人としてもっと頑張れるエネルギーを頂きました。交流会に参加させていただき本当にありがとうございました。

いつも通りかける度に気になっていたトリトンカフェ（交流会会場）はとても良い雰囲気で料理も大変おいしかったです。

～参加者感想その③　江熊遊斗/通訳者～

若手弁護士や KFC の方々、救援ネットの関係者等、幅広い方々と楽しく交流し、お互いの労をねぎらう会に参加できて、有り難く感じました。

弁護士は法律の知識を使い、通訳は語学やコミュニケーション能力で、相談者の手助けをしますが、実際に相談を受ける際に相談員として感じるのは傾聴の重要性です。傾聴と関わりが強い来談者中心療法では、人は自己実現に向け自分で成長できる力を元来持っている、というのがその基となる人間観の一つです。

法律等のコンサルティングの場においては知識や情報を元に助言等を行うことが肝要ですが、傾聴、又はカウンセリングの場においては、受容的、共感的な態度で聴くことで、信頼関係を築き、相談者がより自己開示するような雰囲気をつくり、否定的でなく自分の本来の感覚や感情に向き合えるようにサポートする意識が重要です。

若手弁護士+αβの会に参加した全員が困っている外国人を助けたいという熱い思いを共有していると感じたので、皆がそれぞれ力を尽くし、共に協力しあいながら、前者の問題解決型と後者の自己実現型のバランスのとれた、苦しんでいる相談者に寄り添えるような相談を行えればと思います。

ダイエー三宮駅前店の**「幸せの黄色いレシートキャンペーン」**団体に登録されています。

毎月 11 日、ダイエー三ノ宮駅前店でお買い物をすると黄色のレシートが出てきます。そのレシートを１階出口・地下１階レジ付近にある「ＮＧＯ神戸外国人救援ネット」と書かれた投函ＢＯＸに入れてください。買い物した合計金額の１％が救援ネットに寄付され、救援ネットが希望する品物を寄贈してくださいます。救援ネット以外の地域ボランティア団体も登録してあります！ご協力お願いします。

店舗情報：ダイエー三宮駅前店　〒651-0096 神戸市中央区雲井通 6-1-15

※幸せの黄色いレシートキャンペーンとはイオングループが行う社会貢献活動の一環です。
（参照：https://www.aeon.info/environment/social/aeonday/yellow_receipt.html）

# 20年前、わたしたちは

飛田　雄一

年が明けたら阪神淡路大震災から20年を迎えます。私は1月17日が仕事の休みの日で、前日夜更かしをしていました。寝入りばなを襲われた感じでした。数日前にテレビでみたアメリカの砂漠に出没する怪獣映画を揺れのなかで思いだし（？）、巨大なタコの足にからめとられて沙の中に引きずり込まれるという夢で目が覚めました。

大きな地震を体験したことがないので、自分の住む鶴甲団地が震源地だと思いました。家の中は少し物が落ちた程度でした。でも震源地だと思ったのです。その後、阪急六甲の職場（神戸学生青年センター）まで行きました。そこは隣の家のブロック塀は壊れ、木造の家も傾いています。センターの中は、ドアが明けられない部屋もいくつかあり、壁に亀裂も入っています。私は、震源地は団地ではなくセンター付近だと思いました。

センターの片付けなどをして夕方、JR六甲道付近まで出かけました。そこでみた光景はショッキングなものでした。木造の家はほぼ全壊で、牛乳ビンにさした花と年賀状の束がいくつも供えられていました。ひとつの家でひとりというように亡くなったのではないかと思うほどの数でした。

更に驚いたのは、JRの橋脚が地面に沈み込んでいることでした。それも折れているのではなく、あたかも砂地に2～3メートル吸い込まれているという状態でした。私は腰が抜けたようになってしまいました。そこで震源地は阪急六甲ではなく六甲道あたりだと思いました。事実そのあたりは震度7地帯でもありました。私自身の想像力はほんとにしれたものだと大いに反省したものです。

震災後1週間ぐらいして阪神大震災地元NGO救援連絡会議が作られました。草地賢一さんが中心となって作られたものです。当初は加納町の神戸YMCAで開かれていました（後に毎日新聞社をお借りしました）。地元で様々な救援活動を進めていた団体/個人や全国各地から来たボランティア団体/個人がその集会に参加していました。いつも50～60名程度の参加者があったのではないかと思います。その2回目の会議で外国人支援に関わっている団体/個人は集会後集まろうということになりました。すぐに「外国人分科会」ができ、後に（1995.2.16）「阪神大震災地元NGO救援連絡会議外国人救援ネット」となりました。たかとりカトリック教会の神田裕神父が代表となりました。以前からの知り合いもいましたが、多くは初めて会う人でした。神戸市内で活動していた団体/個人でも互いに知らないことがあったのです。私は、主にいわゆるオールドカマー外国人の支援をしていましたが、ニューカマー外国人支援に係わっていた人々との出会いがありました。

その後、電話相談事業を始めたり、被災外国人の義捐金、弔慰金、医療費関連で一部外国人に差別的な対応をしようとする行政当局との交渉をしたりと大忙しでした。事務局会議の頻度も週1回程度だったと思います。それから20年、いまも、活動は続いています。震災20年ということで少々感傷的になりながら（？）当時のことを思い出してみました。

**NGO 神戸外国人救援ネット 20 周年記念イベントを開催します。**

**2015 年 1 月 10 日（土）**

**＊記念講演会＊　15 時～16 時半　会場：神戸学生青年センター　参加費：500 円**

**「震災からの復興と外国人の人権」講師：鳥井一平さん**

**＊交流会＊　17 時～19 時　会場：六甲苑**

**参加費：4000 円（一般）、3000 円（ノンアルコール）、2000 円（学生）**

**お申込み・お問い合わせは救援ネット事務局（gqnet@poppy.ocn.ne.jp / 078-271-3270）まで**

# フィリピン訪問

## 初めてフィリピンを訪れて

**村西優季**

10 月 11 日～16 日にかけてフィリピンに行ってきました。普段からフィリピン人と関わることが多く、ずっと行きたいなと思っていたフィリピン。今回訪れたマニラ周辺の魅力あふれる場所を紹介します。

11 日　ユニカセにて夕食

　フィリピンの青少年たちが働く社会起業レストラン。マクロビのヘルシーなお料理をいただきことができます。マカティという少し高級な商業地域にお店があります。

12 日　サンデーマーケットにて販売のお手伝い＆買い物

　LAMPARA　HOUSEで働く女性たちが作った製品を、サンデーマーケットで生産者自らが販売します！着物をリサイクルして作ったかばんが大人気でした。他にもたくさんのお店が出ていて、オーガニックの野菜や蜂蜜、化粧品など色々なものを購入することができます。食べ物の屋台もたくさん出ていてとっても楽しいです！

13 日　マニラから車で 3 時間ほど行くとタガイタイという町に着きます。そこにある SONYA's GARDEN。広い敷地は木や花があちこちにあり、その名の通り SONYA さんのお庭。宿泊用の家が並び、泊まることができます。

14 日　タガイタイからさらに車で 2 時間ほど、タールという町に着きます。アジアで一番大きな「教会」、刺繍、火山と湖などがあり、これから観光地として人気が出そうな場所です！

## フィリピン、バティスセンターの若い JFC たち

**もりきかずみ**

今年10月フィリピン滞在中にバティスセンター(移住女性の帰国後の支援をする NGO)で、JFC と母親を対象としたセミナーが開催されると聞き、参加した。マニラにあるマリガヤハウス(父親捜しをする NGO)と共同で「JFC と母親のための日本生活と仕事について考える」セミナーで、今年 JFC ネットワークがおこなった調査をもとに、原めぐみさんがコーディネートされた。この調査は、日本で介護などの仕事をするフィリピン人母子の体験が希望の持てるものではなく、人身売買同様の扱いを受ける場合があるという報告だ。会場を埋めた JFC と母親たちの多くは日本で働きたいと希望を話しながらも、悪質なブローカーに騙されないという認識が生まれていた。日本に行くためには、今何をするべきかという質問に、日本語を磨き、仕事に役立つ何か特別な技術があればいいと提案したが、ゆっくり考えてもらえるだろうか。日本に向けられる若い JFC たちの熱い思いが印象的だった。

# ～シリーズ～ 協力弁護士さんの横顔

このコーナーでは協力弁護士のみなさんの「横顔」を紹介しています。

## 第9回目: 韓　検治　弁護士 （神戸セジョン　外国法共同事業法律事務所）

こんにちは。弁護士の韓検治（ハン　コムチ）と申します。

私は、神戸で生まれ育った在日コリアン３世ですが、大学に入学するまでは、日本名（いわゆる通名）を使い、日本人として生きていました。幼いころから韓国人であること前向きに意識したことはなく、大人になれば一刻も早く日本国籍を取得しようと考えていました。

ところが、大学生のときに出会った民族サークルで朝鮮半島と日本の歴史、韓国語、民族文化などに触れ、初めて自身が韓国人であることを前向きに意識するようになり、大学１年生のときから韓国名を使うようになりました。

大学卒業後は大学院で国際公法を学びながら、並行して、在日韓国青年連合（韓青連。現ＫＥＹ）という団体で活動し、修士課程を終えた後は、専従職員として就職しました。もっとも、青年団体なので、３０代の半ばには「卒業」しなければなりません。そこで、３０歳を過ぎたころから、将来の職業や生き方であれこれ悩み、出した結論が、弁護士になる、ということでした。長年の民族活動の過程で、戦後補償裁判や民族教育問題に熱心に取り組む弁護士の方々に接する機会が何度かあり、いつもその姿に感銘を受けていたので、卒業を機に、思い切って自分も弁護士を目指そうと考えたのです。

こうして、民族団体卒業と同時に司法試験の受験を始めたのですが、すでに３３歳で結婚もしていましたので、今考えるとよくそんな無謀な決断をしたなと怖くなります（笑）。ただ、幸いにも、妻は私の受験勉強を快諾してくれ、受験中も様々な面でサポートしてくれましたし、受験中に長男が生まれたことも司法試験合格への決意を一層強くする大きなきっかけとなりました。

しかし、どの世界でも同じですが、現実と理想とは大いに違い、弁護士実務を始めてからは、司法試験受験を決意した頃の理想の実現がいかに難しいかをひしひしと感じています。大それた理想を抱いて飛び込んだ世界ですが、なかなか思うようにならないことばかりです。それでも、今でも、当時の思い、特に、日本に住むマイノリティの権利擁護、ひいては日本の多文化共生社会の発展に役立つことができればという思いを胸に秘め、日々を過ごしています。

私にとって救援ネットは、自分が弁護士を目指した頃の初心を思い出させてくれ、いつも叱咤激励してくれるとても大切な団体です。これからも救援ネットが大いに発展し、活躍されることを心より願っています。

# お知らせ

## ◆◆20 周年記念イベントのご案内◆◆

2014 年 1 月 10 日（土）
記念講演会　15 時～16 時半　会場：神戸学生青年センター　参加費：500 円
交流会　17 時～19 時　会場：六甲苑　参加費：4000 円（一般）、3000 円（ノンアルコール）、2000 円（学生）

## ◆◆年末年始の事務局開室時間について　◆◆

2014 年 12 月 26 日（金）　ホットライン　10:00～20：00
2015 年 1 月 5 日(月)　事務局業務開始　11:00～19:00
2015 年 1 月 9 日（金）　ホットライン　10:00～20:00

**NGO 神戸外国人救援ネットの活動は皆さんからの会費・カンパによって支えられています。2014 年も多くの方々よりご支援を頂きましたことをスタッフ一同感謝致します。日本で暮らす外国人への継続的な同行支援、生活相談が今後も行えますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申しあげます。振替用紙を同封いたしますので、変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。**
**新春を迎え皆々様のご健康とご多幸をお祈り申しあげます。**

**郵便振替＜０１１００－２－６０７０１　NGO 神戸外国人救援ネット＞**

## 主な事務局活動

＊ 毎週（月・水）　事務局開所、（金）　多言語生活相談ホットライン

**2014 年**

9 月 8 日(月)　GQ ネット運営会議
9 月 29 日(月)「若手弁護士＋αβの会」開催
10 月 9 日(木)　RINK 例会　「外国人 DV 被害者支援～最近の事例から」参加
10 月 20 日(月)　GQ ネット運営会議
10 月 22 日(水)　～阪神淡路震災 20 年・多文化共生社会をめざして～「つどい」 第3回実行委員会
ひょうごDV被害者支援連絡会議　定例会
11 月 1 日(土)　GQ ネット主催学習会「入管法改定（2012.7.9）後の課題～3 年後の見直し（2015.7.8）を見据えて～」
11 月 10 日(月)　GQ ネット運営会議
11 月 13 日(木)　GONGO 学習会参加　テーマ：児童虐待の現状、相談窓口での対応方法などについて
12 月 4 日（木）　外国人県民相談ネットワーク会議参加
12 月 8 日（月）　GQネット運営会議
12 月 9 日（火）　DV被害者支援研修　テーマ「外国人支援」
12 月 10 日(水)　～阪神淡路震災 20 年・多文化共生社会をめざして～「つどい」 第4回実行委員会
12 月 13 日～14 日（土・日）　“Migrants Forum in Asia” Regional Conference in Malaysia に参加
12 月 17 日(水)　ひょうご DV 被害者支援連絡会議　定例会

## 事務局活動時間について

事務局: 月・水　13：00～18：00
生活相談ホットライン:　金曜日　13：00～20：00
英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、日本語、中国語(※中国語のみ 18 時まで)